



家畜伝染病予防法が改正されました — 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- 鳥インフルエンザなどの発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が見直されました。
- ニワトリ飼養者は、飼養衛生管理基準に基づき、農場の衛生管理を行い、鳥インフルエンザが疑われるときは、家畜保健衛生所へすぐに連絡してください。

新しい飼養衛生管理基準の主なポイント

1. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

- 鶏舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにしましょう。
- 衛生管理区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒をしましょう。（消毒に適さないものは洗浄でも可）
- 衛生管理区域内専用の衣服と靴を使用しましょう。（上着やブーツカバーでも可）
- 鶏舎ごとの専用の靴（ブーツカバーでも可）を使用し、鶏舎の出入りでは、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

2. 病原体等の侵入防止

- 鶏舎内への野鳥の侵入を防ぐため、防鳥ネットなどを適切に張りましょう。
- 鶏舎の屋根や壁に破損を見つけた場合には、速やかに修理しましょう。
- 海外で使用した衣類や靴（過去2ヶ月以内）は、衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分洗浄・消毒等を行いましょう。

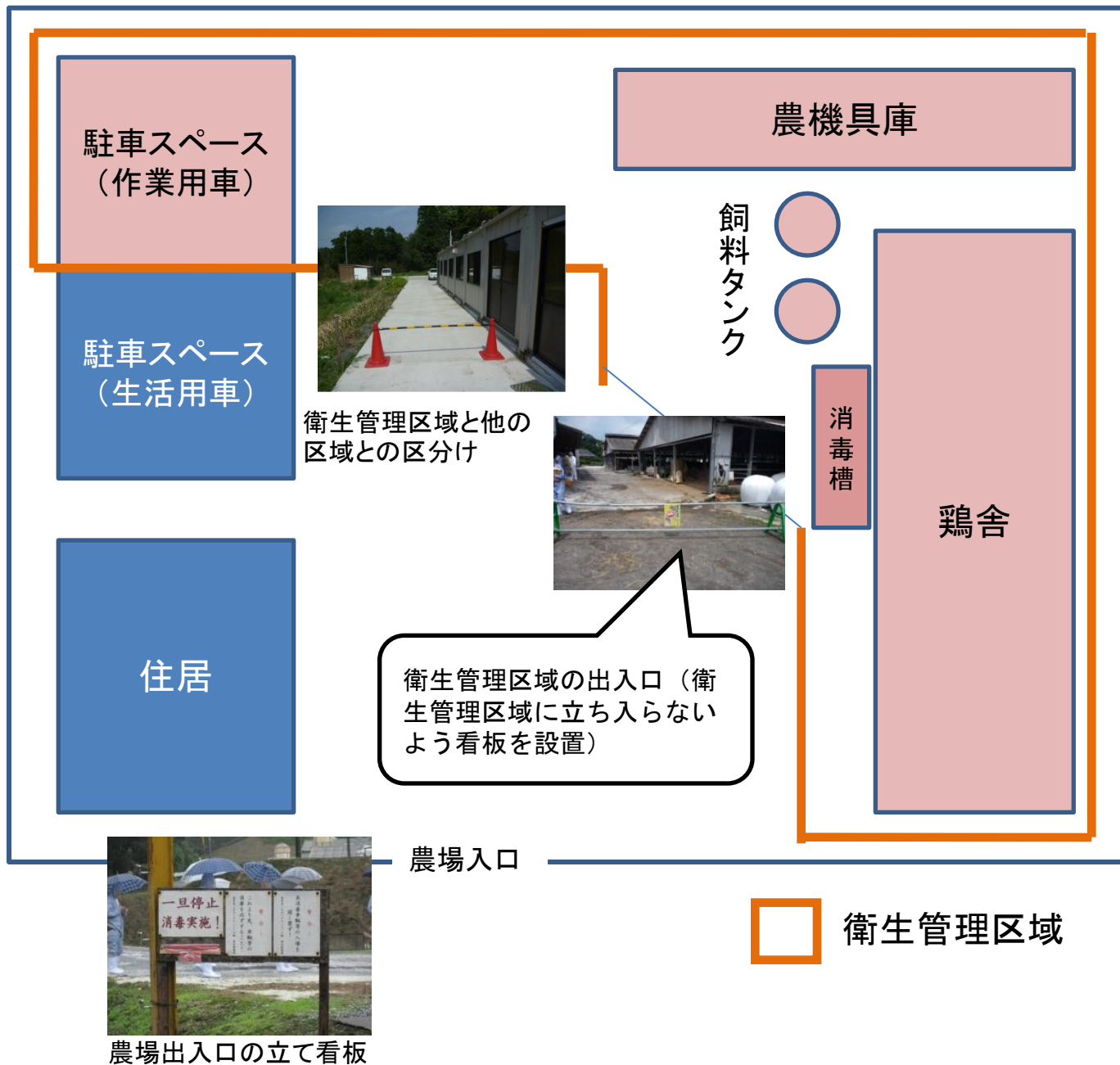
3. ニワトリの健康観察と早期通報

- 毎日、ニワトリの健康観察を行い、通常よりも多くのニワトリが死亡しているのを発見した場合は、すぐに農場主に伝えて下さい。

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されています。

農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

衛生管理区域設定のイメージ



Q. 衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A. 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には鶏舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。

(参考)

コーンを用いた衛生管理区域と他の区域との区分例



Q. 衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

A. 通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。

区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。



衛生管理区域及び鶏舎専用の衣服(白衣)と長靴の設置例



消毒用ポンプでの車両消毒



踏み込み消毒槽



農場入口への消石灰の散布

野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう



鶏舎全体を覆う防鳥ネット



給餌設備や給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認し、野生動物の排せつ物があった場合は清掃するなどしてください。



網目2cm以上のネットを二重にしている例



幅の狭い金網で小型鳥類の侵入を防止している例

高病原性鳥インフルエンザに関する症状 (死亡鶏の例)



Q. 高病原性鳥インフルエンザの症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A. 検査の結果が判明するまでの間、外出は避けてください。
やむを得ない場合には、家畜保健衛生所に相談の上、消毒などについての指示に従ってください。